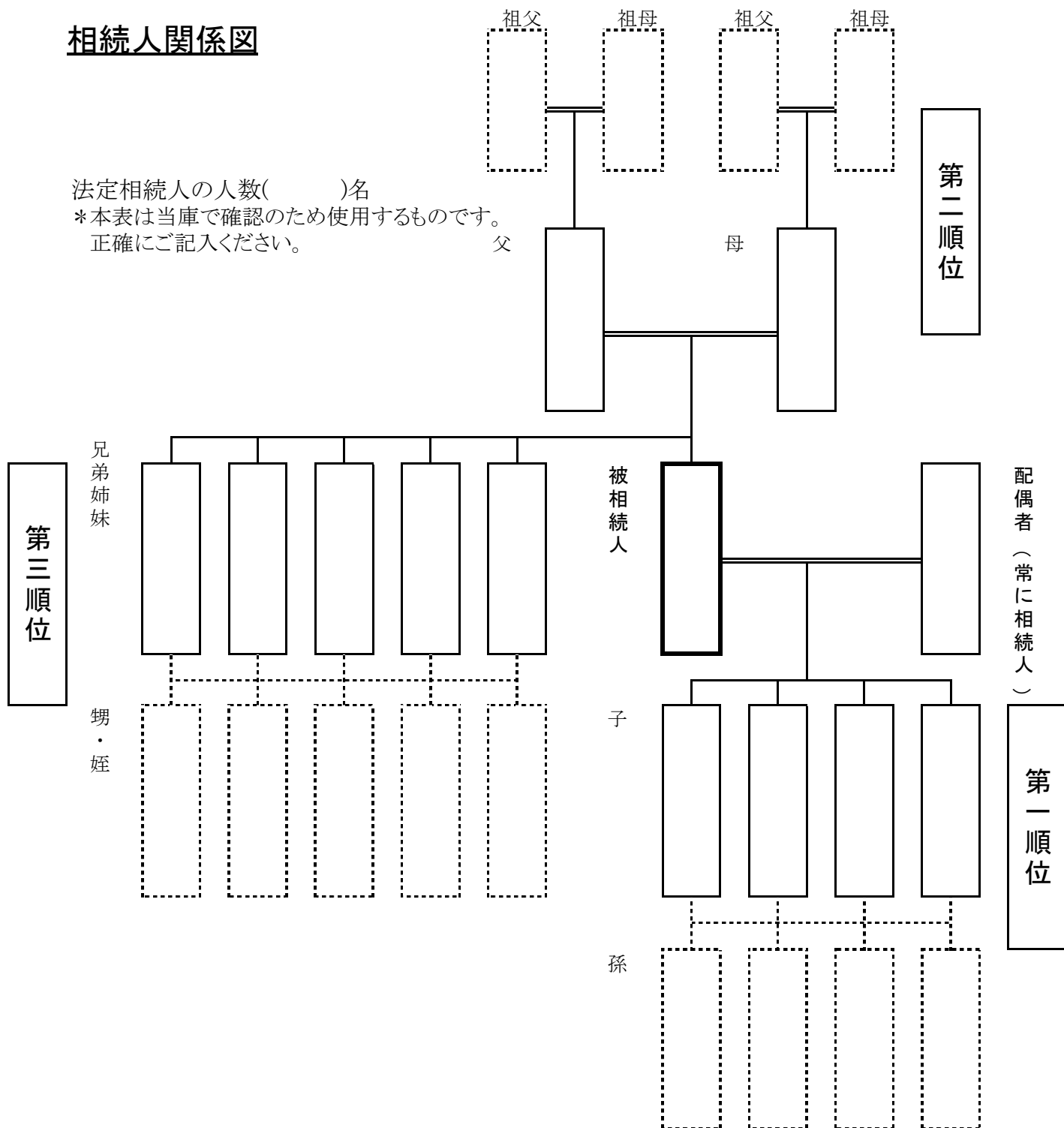


相続人関係図



< 記入上の注意事項 >

1. 配偶者がいる場合、配偶者欄にご記入ください。(常に相続人になります)
2. 以下の方が、配偶者とともに相続人となります。
 - (1) 第1順位(子「またはその代襲相続人*」)の相続人がいる場合、第1順位欄にご記入ください。
 * 子がすでに死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。
 - (2) 第2順位(父母「第1順位の相続人がいない場合」)の相続人がいる場合、第2順位にご記入ください。
 なお、父母がすでに死亡している場合で祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。
 - (3) 第3順位(兄弟姉妹「第1順位、第2順位の相続人ともいない場合」)の相続人がいる場合、第3順位欄にご記入ください。なお、兄弟姉妹がすでに死亡している場合は、甥・姪が代襲相続人となります。